

経 済 産 業 省

20200306 貿局第1号
経済産業省貿易経済協力局

「輸入割当事務処理要領について」（平成7年12月12日付け7貿局第610号）
等の一部を改正する規程を次のとおり制定する。

令和2年3月16日

経済産業省貿易経済協力局長 保坂 伸

「輸入割当事務処理要領について」等の一部改正について

「輸入割当事務処理要領について」（平成7年12月12日付け7貿局第610号）
等の一部を別紙の新旧対照表のとおり改正する。

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

「輸入割当事務処理要領について」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○輸入割当事務処理要領について（平成7年12月12日付け7貿局第610号）

改 正 後	現 行																
第1 通 則 1・2 （略） 3 割当担当課 申請書の受理及び輸入割当ては、次の表の右欄に掲げる品目につき、同表の左欄に掲げる割当担当課で行うものとし、当該品目以外の品目の割当担当課は必要に応じ輸入発表等で定める。 <table border="1" data-bbox="73 595 1115 1109"> <thead> <tr> <th>割 当 担 当 課</th><th>品 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課</td><td>HCFC、HFC、外航船舶用品、軍納物資、輸入貨物(非自由化品目に限る。)の運送事故等により再輸入する貨物（農林畜水産物等に関するものを除く。）</td></tr> <tr> <td>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課 農水産室</td><td>ぶり・さんま、貝柱及び煮干し、あじ、さば、いわし、ほたて貝、たら、水産物、いか、干しするめ、太平洋種にしん、にしん（太平洋種を除く。）、すけとうだら、たらの卵、こんぶ、こんぶ調製品、ばら干しあおのり及びひとえぐざ、干しのり、無糖の味付けのり、のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）、輸入貨物(非自由化品目に限る。)の運送事故等により再輸入する貨物（農林畜水産物等に関するものに<u>限る。</u>）</td></tr> <tr> <td colspan="2">(削る)</td></tr> </tbody> </table>	割 当 担 当 課	品 目	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課	HCFC、HFC、外航船舶用品、軍納物資、輸入貨物(非自由化品目に限る。)の運送事故等により再輸入する貨物（農林畜水産物等に関するものを除く。）	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課 農水産室	ぶり・さんま、貝柱及び煮干し、あじ、さば、いわし、ほたて貝、たら、水産物、いか、干しするめ、太平洋種にしん、にしん（太平洋種を除く。）、すけとうだら、たらの卵、こんぶ、こんぶ調製品、ばら干しあおのり及びひとえぐざ、干しのり、無糖の味付けのり、のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）、輸入貨物(非自由化品目に限る。)の運送事故等により再輸入する貨物（農林畜水産物等に関するものに <u>限る。</u> ）	(削る)		第1 通 則 1・2 （略） 3 割当担当課 申請書の受理及び輸入割当ては、次の表の右欄に掲げる品目につき、同表の左欄に掲げる割当担当課で行うものとし、当該品目以外の品目の割当担当課は必要に応じ輸入発表等で定める。 <table border="1" data-bbox="1135 595 2175 1227"> <thead> <tr> <th>割 当 担 当 課</th><th>品 目</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課</td><td>HCFC、HFC、外航船舶用品、軍納物資、輸入貨物(非自由化品目に限る。)の運送事故等により再輸入する貨物（農林畜水産物等に関するもの<u>及び経済産業局（通商事務所を含む。以下同じ。）又は沖縄総合事務局に事務が委譲されたものを除く。</u>）</td></tr> <tr> <td>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課 農水産室</td><td>ぶり・さんま、貝柱及び煮干し、あじ、さば、いわし、ほたて貝、たら、水産物、いか、干しするめ、太平洋種にしん、にしん（太平洋種を除く。）、すけとうだら、たらの卵、こんぶ、こんぶ調製品、ばら干しあおのり及びひとえぐざ、干しのり、無糖の味付けのり、のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）、輸入貨物(非自由化品目に限る。)の運送事故等により再輸入する貨物（農林畜水産物等に関するものに<u>限り、経済産業局又は沖縄総合事務局に事務が委譲されたものを除く。</u>）</td></tr> <tr> <td><u>経済産業局及び沖縄総合事務局担当課</u></td><td><u>輸入貨物（非自由化品目に限る。）の運送事故等により再輸入する貨物（経済産業局又は沖縄総合事務局に事務が委譲されたものに限る。）</u></td></tr> </tbody> </table>	割 当 担 当 課	品 目	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課	HCFC、HFC、外航船舶用品、軍納物資、輸入貨物(非自由化品目に限る。)の運送事故等により再輸入する貨物（農林畜水産物等に関するもの <u>及び経済産業局（通商事務所を含む。以下同じ。）又は沖縄総合事務局に事務が委譲されたものを除く。</u> ）	貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課 農水産室	ぶり・さんま、貝柱及び煮干し、あじ、さば、いわし、ほたて貝、たら、水産物、いか、干しするめ、太平洋種にしん、にしん（太平洋種を除く。）、すけとうだら、たらの卵、こんぶ、こんぶ調製品、ばら干しあおのり及びひとえぐざ、干しのり、無糖の味付けのり、のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）、輸入貨物(非自由化品目に限る。)の運送事故等により再輸入する貨物（農林畜水産物等に関するものに <u>限り、経済産業局又は沖縄総合事務局に事務が委譲されたものを除く。</u> ）	<u>経済産業局及び沖縄総合事務局担当課</u>	<u>輸入貨物（非自由化品目に限る。）の運送事故等により再輸入する貨物（経済産業局又は沖縄総合事務局に事務が委譲されたものに限る。）</u>
割 当 担 当 課	品 目																
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課	HCFC、HFC、外航船舶用品、軍納物資、輸入貨物(非自由化品目に限る。)の運送事故等により再輸入する貨物（農林畜水産物等に関するものを除く。）																
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課 農水産室	ぶり・さんま、貝柱及び煮干し、あじ、さば、いわし、ほたて貝、たら、水産物、いか、干しするめ、太平洋種にしん、にしん（太平洋種を除く。）、すけとうだら、たらの卵、こんぶ、こんぶ調製品、ばら干しあおのり及びひとえぐざ、干しのり、無糖の味付けのり、のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）、輸入貨物(非自由化品目に限る。)の運送事故等により再輸入する貨物（農林畜水産物等に関するものに <u>限る。</u> ）																
(削る)																	
割 当 担 当 課	品 目																
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課	HCFC、HFC、外航船舶用品、軍納物資、輸入貨物(非自由化品目に限る。)の運送事故等により再輸入する貨物（農林畜水産物等に関するもの <u>及び経済産業局（通商事務所を含む。以下同じ。）又は沖縄総合事務局に事務が委譲されたものを除く。</u> ）																
貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課 農水産室	ぶり・さんま、貝柱及び煮干し、あじ、さば、いわし、ほたて貝、たら、水産物、いか、干しするめ、太平洋種にしん、にしん（太平洋種を除く。）、すけとうだら、たらの卵、こんぶ、こんぶ調製品、ばら干しあおのり及びひとえぐざ、干しのり、無糖の味付けのり、のりの調製品（無糖の味付けのりを除く。）、輸入貨物(非自由化品目に限る。)の運送事故等により再輸入する貨物（農林畜水産物等に関するものに <u>限り、経済産業局又は沖縄総合事務局に事務が委譲されたものを除く。</u> ）																
<u>経済産業局及び沖縄総合事務局担当課</u>	<u>輸入貨物（非自由化品目に限る。）の運送事故等により再輸入する貨物（経済産業局又は沖縄総合事務局に事務が委譲されたものに限る。）</u>																
4～6 （略） 第2 輸入割当品目に関する事項 1 （略） 2 輸入割当手続 (1)～(4) （略）	4～6 （略） 第2 輸入割当品目に関する事項 1 （略） 2 輸入割当手続 (1)～(4) （略）																

(削る)

(5) 経済産業局及び沖縄総合事務局の割当担当課は、証明書を交付した場合には別に定めるところにより、遅滞なくその輸入割当内容を本省貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課あて報告するものとする。

「輸入貨物（非自由化品目に限る。）の運送事故等により再輸入する貨物の輸入割当て」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○委輸入貨物（非自由化品目に限る。）の運送事故等により再輸入する貨物の輸入割当て（平成12年3月27日付け12・03・07貿第1号）

改 正 後	現 行
1 書面申請手続 (1) (略) (2) 提出先 <u>貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課又は貿易経済協力局貿易管理部貿易審査課農水産室</u> (以下、略)	1 書面申請手続 (1) (略) (2) 提出先 <u>① 経済産業局で公布された輸入割当証明書に基づき輸入の承認を受けた貨物に係る運送事故等の場合には、関東、近畿、中部の各経済産業局（東京、横浜、神戸の通商事務所を含む。）</u> <u>② ①以外の場合 貿易経済協力局管理部貿易審査課又は貿易審査課農水産室</u> (以下、略)

「税関における包括承認（委託加工貿易契約）の確認方法について（お知らせ）」の一部を改正する規程新旧対照表（傍線部分は改正部分）

○「税関における包括承認（委託加工貿易契約）の確認方法について（お知らせ）」（平成26年4月24日付け20140416貿局第1号）

改 正 後	現 行
1 （略） 2 お問い合わせ先 経済産業局（ <u>関東経済産業局にあつては、東京通商事務所及び横浜通商事務所に限 り、近畿経済産業局にあつては、神戸通商事務所を含む。</u> ）又は沖縄総合事務局	1 （略） 2 お問い合わせ先 経済産業局（ <u>通商事務所を含む。</u> ）、沖縄総合事務局